

遊佐町松くい虫防除支援事業補助金について

遊佐町では、松くい虫被害のまん延防止のため、松くい虫の防除事業が適正に出来る方に補助金を交付します。

申請から補助金交付までの手続きは以下のとおりです。補助金を活用いただき、被害予防まん延防止に御協力ください。伐採のみでは補助対象外です。必ず最終処分※まで行ってください。

※「最終処分」とは「^{しじょう}枝条」を含めて、全量破砕(チップ化)、焼却処分、薬剤によるくん蒸などの処理をすること

- 補助金額は、1事業地に要する対象経費の1/2で上限は5万円です。
- 年度末までに、実績報告書及び交付請求書の提出を完了するようにお願いします。
- 土地の所有者等(家族含む)に町税等の滞納があるときは交付対象外です。
- 詳細は、「遊佐町松くい虫防除支援事業補助金交付要綱」をご確認ください。

交付申請から補助金受領までの流れ

●申請様式、要綱などは、町ホームページからダウンロードすることができます。また、役場産業課農林水産係に備え付けておりますのでご利用ください。申請の流れは①～③のとおりです。

- ① 補助金交付申請書(様式第1号)を提出してください。添付書類は以下のとおりです。
 - ・事業実施箇所の位置図(手書きでも可、住宅地図へ図示したものでも可)
 - ・松くい虫被害木の伐倒駆除前の現況写真(枯損木の全景、枯損木の太さがわかるようにメジャー等で計測した樹幹の写真など)
 - ・事業費がわかる書類として、事業者から見積書を取り、添付してください。
 - ・所有者以外の個人・団体等(地区集落単位、共有林組合、管理組織など)で申請する場合は、土地所有者から、事業実施に関する同意書(任意様式)を取得し添付してください。※申請前に実施した事業は交付対象外です。
- ② 事業実施後、実績報告書(様式第3号)を提出してください。
 - ・事業実施箇所の位置図(事業実施前の位置図をコピーし実施日を記入したものでも可)
 - ・被害木伐倒駆除時の処理状況写真(伐倒、破砕、くん蒸等)、実施後の現況写真
 - ・対象事業費に係る領収書の写し及び内訳書等
 - ・樹幹注入は作業中の写真
- ③ 役場から「補助金交付決定通知書(様式第4号)」が送付された後、実施者は補助金交付請求書(様式第5号)を提出してください。

◆ご不明な点は、遊佐町役場産業課農林水産係までお問合せください。